

**令和7年度
社会福祉法人指導監査（一般監査）実施結果**

対象法人数	6 法人
指導事項等件数	4 7 件

上尾市

指導事項等	件数
その他	1
施設内に苦情解決の仕組みへの取り組みについて掲示すること。また、第三者委員には外部の有識者2名以上を選任すること。	1
監事	1
欠席の続いている監事がいるため、改選を行うか、次回以降出席してもらうよう対応すること。	1
議事録	5
議事録において、述べられた意見や発言がある際は記録するなどし、重要な資料としての作成を行うこと。	1
議事録署名に関して、定款に定めているとおりの方法で行うこと。	1
特別決議は、出席者数にかかわらず「利害関係者を除く全評議員の3分の2以上」で決議のため、議事録の取り方を見直すこと。	3
契約事務	5
一件100万円以上の契約では契約書を作成し、理事長の専決もしくは理事会での承認を得ること。	1
契約について規定に従い理事会の承認を得ること。	2
契約書、稟議書を規定通り作成すること。	2
経理規定	2
経理規程に従い、適切な頻度で現金の残高と出納簿の残高を照合すること。	2
経理規程	2
共通支出(費用)について、按分方法を明確にすること。	1
経理規程に統括会計責任者に関する記載がないため、記載すること。	1
計算書類	3
基本財産について定款の記載と計算書類の記載が不一致のため一致させること。	2
計算書類と付属明細書を次回から一致させること。	1
事務手続	4
役員・評議員に変更(重任)があった場合、就任日から1月以内に役員変更届を所轄庁へ届け出ること。	3
理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)前までに各理事及び各監事に対して招集通知を发出すること。	1
情報の公表	3
公表を行うものについては、最新のもので行うこと。	2
役員及び評議員に対する報酬等の支給基準についてすべて公表を行うこと。	1
選任基準	1
役員・評議員において、役員の資格を適切に判断すること。もしくは所轄庁へ相談すること。	1
定款	1
評議員の資格について定款の内容に誤りがあるため、修正すること。	1
登記	3
登記事項について変更が生じた場合、2週間以内(資産の総額の場合は会計年度終了後3か月以内)に登記をすること。	2
登記簿謄本を損失した場合すぐに再発行すること。	1
内部規定	2
職員の任免の方法について、明確に定めること。また、「重要な役割を担う職」の範囲についても同様に定めること。	1
理事への委任事項を明確にすること。	1
役員・評議員の選任	5
選任に関する書類は内容に記入漏れや相違が無いか確認し提出を受けること。	2
役員・評議員において、役員の資格を適切に判断すること。もしくは所轄庁へ相談すること。	2
役員・評議員の選任に関して、欠格事由の確認を漏れなく行うこと。	1
理事会・評議員会	9
監事の選任に関して、監事の過半数の同意を得ていることが確認できるようにすること。	4
議決に特別な利害関係を有する評議員・役員がいるか法人が確認していることを、議事録に記載すること。あるいは、招集通知や規定で事前に申し出ることを定めること。	4
評議員会や理事会の招集通知を省略する場合や電磁的方法で通知する場合はそれぞれ評議員、理事の同意が確認できる状態にすること。	1